



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
8月30日
第542号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告示

- ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等の一部改正(税政課) 1
- 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による指定保管業者および保管施設の名称の変更の届出(琵琶湖保全再生課) 2
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課) 2
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項に基づく道路の指定(道路保全課) 3

○ 公告

- 令和6年度前期技能検定3級早期合格者公告(労働雇用政策課) 3
- 所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告(農政課) 6
- 公共測量実施公告(監理課) 6
- 落札者決定の公告(DX推進課) 7

○ 健康福祉事務所告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(甲賀) 7
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(甲賀) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(東近江) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(南部) 8

○ 病院事業庁公告

- 一般競争入札の公告 8

告示

滋賀県告示第280号

平成27年滋賀県告示第474号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等)の一部を次のように改正する。

令和6年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

表第1条第2号の項中「が適当」を「(法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下同じ。)が適当」に、「第2条第1項」を「第1条の2第1項」に改め、同表第2条第1項第6号の項を次のように改める。

第2条第1項第6号	官公署または個人番号利用事務等実施者から発行され、または発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(法第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)の提供を行う者の個人番号および個人識別事項の記載があるものに限る。)	官公署または個人番号利用事務等実施者が発行し、または発給した書類であつて個人番号および個人識別事項の記載があるもの 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。)
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表第3条第2号口前段の項を次のように改める。

第3条 第2号 口前段	官公署もしくは個人番号利用事務等実施者から発行され、もしくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該提供を行う者の個人番号および個人識別事項が記載されているものに限る。)	個人番号カード
		住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(以下「住民票の写しまたは住民票記載事項証明書」という。)であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所および個人番号が記載されたもの
		官公署または個人番号利用事務等実施者が発行し、または発給した書類であって個人番号および個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。)

表第9条第5項第6号の項を次のように改める。

第9条 第5項 第6号	官公署または個人番号利用事務等実施者から発行され、または発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(本人の個人番号および個人識別事項の記載があるものに限る。)	官公署または個人番号利用事務等実施者が発行し、または発給した書類であって個人番号および個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。)

表第10条第3号口前段の項を次のように改める。

第10条 第3号 口前段	官公署もしくは個人番号利用事務等実施者から発行され、もしくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(本人の個人番号および個人識別事項の記載があるものに限る。)	本人の個人番号カード
		本人の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所および個人番号が記載されたもの
		官公署または個人番号利用事務等実施者が発行し、または発給した書類であって、本人の個人番号および個人識別事項の記載があるもの
		本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。)

滋賀県告示第281号

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例(平成14年滋賀県条例第52号)第15条の2第2項の指定保管業者として指定した者のうち、次の者から指定保管業者および保管施設の名称の変更の届出があった。

令和6年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

指定保管業者の旧氏名または旧名称	指定保管業者の新氏名または新名称	住所または主たる事務所の所在地	保管施設の旧名称	保管施設の新名称	保管施設の所在地	変更年月日
セイレイ興産株式会社	ヤンマーコーポレーション株式会社	大阪府大阪市北区茶屋町1番32号	ヤンマーマリーナ	ヤンマーサンセツトマリーナ	守山市水保町1380番地	令和6.7.1

滋賀県告示第282号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
医療法人小西醫院 小西醫院訪問介護	守山市洲本町1256-6	医療法人小西醫院 理事長 小西常起	守山市洲本町1256-6	訪問介護	2510701010	令和6.8.31
社会福祉法人寿会訪問介護事業所 常輝の里	草津市志那中町25番地	社会福祉法人寿会 理事長 吉本勝明	草津市志那中町25番地	訪問介護	2570600128	令和6.8.31
ヘルパーステーション えん	草津市草津三丁目14-40	特定非営利活動法人 滋賀県脊髄損傷者協会 理事長 前野奨	草津市草津三丁目14-40	訪問介護	2570601605	令和6.9.1

滋賀県告示第283号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

この関係図面は、令和6年8月30日から令和6年9月13日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	区 間	指定の部分	備 考
県道	甲賀土山線	甲賀市土山町頓宮字上出140番1地先から 甲賀市土山町前野字鐘鋳野138番287地先まで	片側 (上り線)	L=325.1m
		甲賀市甲賀町岩室字立谷31番地先から 甲賀市甲賀町岩室字砂谷69番6地先まで	片側 (上り線)	L=350.9m
	甲賀土山インター線	甲賀市甲賀町岩室字砂谷83番3地先から 甲賀市甲賀町岩室字砂谷71番1地先まで	片側 (下り線)	L=113.7m

公 告

令和6年度前期技能検定3級早期合格者公告

令和6年度前期技能検定3級早期の合格者は、次のとおりである。

令和6年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

3級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
園芸装飾	室内園芸装飾	A 甲0001	24-3-103-25-0001
		A 甲0002	24-3-103-25-0002
		A 甲0003	24-3-103-25-0003
		A 甲0004	24-3-103-25-0004

機械加工		A 甲0005	24-3-103-25-0005
		A 甲0006	24-3-103-25-0006
	普通旋盤	A 甲0002	24-3-006-25-0001
		A 甲0003	24-3-006-25-0002
		A 甲0004	24-3-006-25-0003
		A 甲0005	24-3-006-25-0004
		A 甲0006	24-3-006-25-0005
		A 甲0008	24-3-006-25-0006
		A 甲0010	24-3-006-25-0007
		A 甲0011	24-3-006-25-0008
		A 甲0014	24-3-006-25-0009
		A 甲0015	24-3-006-25-0010
		B0001	24-3-006-25-0011
		C0003	24-3-006-25-0012
		C0006	24-3-006-25-0013
		C0007	24-3-006-25-0014
		数値制御旋盤	A 甲0002
	A 甲0003		24-3-006-25-0016
	A 甲0004		24-3-006-25-0017
	A 甲0006		24-3-006-25-0018
	A 甲0007		24-3-006-25-0019
	B0001		24-3-006-25-0020
	C0001		24-3-006-25-0021
	フライス盤	A 甲0001	24-3-006-25-0022
		A 甲0002	24-3-006-25-0023
		A 甲0003	24-3-006-25-0024
		A 甲0004	24-3-006-25-0025
		A 甲0005	24-3-006-25-0026
		A 甲0006	24-3-006-25-0027
		A 甲0007	24-3-006-25-0028
		A 甲0008	24-3-006-25-0029
		A 甲0009	24-3-006-25-0030
		A 甲0010	24-3-006-25-0031
		A 甲0011	24-3-006-25-0032
		C0002	24-3-006-25-0033
		C0004	24-3-006-25-0034
		C0005	24-3-006-25-0035
		C0006	24-3-006-25-0036
		C0007	24-3-006-25-0037
		C0008	24-3-006-25-0038
		C0010	24-3-006-25-0039
	C0011	24-3-006-25-0040	
	平面研削盤	A 甲0002	24-3-006-25-0041
		A 甲0003	24-3-006-25-0042
	マシニングセンタ	A 甲0001	24-3-006-25-0043
		A 甲0002	24-3-006-25-0044
A 甲0004		24-3-006-25-0045	
		A 甲0005	24-3-006-25-0046

		A 甲0006	24-3-006-25-0047		
		A 甲0007	24-3-006-25-0048		
		C0001	24-3-006-25-0049		
		C0002	24-3-006-25-0050		
仕上げ	機械組立仕上げ	A 甲0001	24-3-012-25-0001		
機械検査	機械検査	A 甲0003	24-3-013-25-0001		
		A 甲0004	24-3-013-25-0002		
		A 甲0009	24-3-013-25-0003		
		A 甲0010	24-3-013-25-0004		
		A 甲0011	24-3-013-25-0005		
		A 甲0012	24-3-013-25-0006		
		A 甲0013	24-3-013-25-0007		
		A 甲0014	24-3-013-25-0008		
		A 甲0015	24-3-013-25-0009		
		A 甲0016	24-3-013-25-0010		
		A 甲0017	24-3-013-25-0011		
		A 甲0018	24-3-013-25-0012		
		A 甲0019	24-3-013-25-0013		
		A 甲0020	24-3-013-25-0014		
		A 甲0021	24-3-013-25-0015		
		A 甲0022	24-3-013-25-0016		
		A 甲0023	24-3-013-25-0017		
		A 甲0024	24-3-013-25-0018		
		A 甲0025	24-3-013-25-0019		
		A 甲0026	24-3-013-25-0020		
		A 甲0029	24-3-013-25-0021		
		A 甲0030	24-3-013-25-0022		
		A 甲0033	24-3-013-25-0023		
		A 甲0034	24-3-013-25-0024		
		A 甲0035	24-3-013-25-0025		
		A 甲0036	24-3-013-25-0026		
		A 甲0037	24-3-013-25-0027		
		A 甲0039	24-3-013-25-0028		
		A 甲0040	24-3-013-25-0029		
				B0001	24-3-013-25-0030
				B0002	24-3-013-25-0031
				B0003	24-3-013-25-0032
				B0004	24-3-013-25-0033
				B0005	24-3-013-25-0034
				B0006	24-3-013-25-0035
				B0008	24-3-013-25-0036
				B0009	24-3-013-25-0037
				B0010	24-3-013-25-0038
		C0001	24-3-013-25-0039		
		C0005	24-3-013-25-0040		
		C0008	24-3-013-25-0041		
		C0009	24-3-013-25-0042		
電子機器組立て	電子機器組立て	A 甲0005	24-3-015-25-0001		

		A 甲0006	24-3-015-25-0002
		A 甲0011	24-3-015-25-0003
		A 甲0012	24-3-015-25-0004
		A 甲0013	24-3-015-25-0005
		A 甲0014	24-3-015-25-0006
		A 甲0015	24-3-015-25-0007
		C0001	24-3-015-25-0008
建築大工	大工工事	B0001	24-3-038-25-0001
		C0001	24-3-038-25-0002
		C0002	24-3-038-25-0003
		C0003	24-3-038-25-0004
フラワー装飾	フラワー装飾	A 甲0001	24-3-119-25-0001
		A 甲0002	24-3-119-25-0002
		A 甲0003	24-3-119-25-0003
		A 甲0004	24-3-119-25-0004
		A 甲0005	24-3-119-25-0005
		A 甲0006	24-3-119-25-0006
		A 甲0007	24-3-119-25-0007
		A 甲0008	24-3-119-25-0008
		A 甲0009	24-3-119-25-0009
		A 甲0010	24-3-119-25-0010
		A 甲0011	24-3-119-25-0011
		A 甲0012	24-3-119-25-0012
		A 甲0013	24-3-119-25-0013
		A 甲0014	24-3-119-25-0014

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 大津市和邇今宿字戸苗田658番の4の一部および大津市和邇南浜字木津279番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 706㎡(うち643㎡)および928㎡

2 利用権の内容等

- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和6年10月1日
- (3) 存続期間 5年6か月
- (4) 借賃に相当する補償金の額 10円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 加藤理 大津市松本一丁目2番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は、大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局滋賀国道

事務所長 谷 成二から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(空中写真撮影、航空レーザ計測、数値地形図作成、写真地図作成)
- 2 作業の地域 滋賀国道事務所管内
- 3 作業の期間 令和6年7月25日から令和6年12月27日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、彦根市長 和田 裕行から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 彦根市駅東町
- 3 作業の期間 令和6年8月5日から令和6年11月15日まで

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 共通事務用パソコン、周辺機器およびソフトウェア(設定および搬入作業を含む。) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総合企画部DX推進課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3385
- 3 落札者を決定した日 令和6年7月11日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 NTT・TCリース株式会社京都支店支店長 和田恭一 京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
- 5 落札金額 299,490,000円(消費税および地方消費税を含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和6年5月24日(金)

健康福祉事務所告示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年8月30日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原 峰生

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ヘルパーステーションかふか湖南	湖南市水戸町4番地5	株式会社トライケア 代表取締役 廣瀬あづみ	湖南市水戸町4番地5	訪問介護	令和6.9.1	2572300461

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第9号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年8月30日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原峰生

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ヘルパーステーションかふか湖南事業所	湖南市水戸町4番地5	株式会社TKK 代表取締役 石井清和	大津市勸学二丁目1番20号	訪問介護	2572300362	令和6.8.31

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年8月30日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林靖英

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーション輝空	東近江市小脇町2416-16	社会福祉法人あゆみ福祉会	東近江市平田町717-1	居宅介護 行動援護	令和6.9.1	2510500883

滋賀県南部健康福祉事務所告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年8月30日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上寿一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
訪問介護事業所ルシエル	野洲市久野部200-1ファミールクボ101	株式会社ルシエル	野洲市久野部200-1ファミールクボ101	重度訪問介護	2511300325	令和6.8.31

病院事業庁公告

一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院における令和6・7・8・9年度病院統合医療情報システム運用業務(ヘルプデスク業務)委託について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年8月30日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

1 入札に付する事項

- (1) 委託名および数量 令和6・7・8・9年度病院統合医療情報システム運用業務(ヘルプデスク業務)委託一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書および仕様書(以下「仕様書等」という。)による。
- (3) 委託期間 令和7年1月1日から令和10年1月31日
- (4) 委託業務場所 仕様書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県病院事業庁告示第1号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

営業種目 大分類: 役務 中分類: 情報処理

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) この公告に示した業務委託仕様書を遂行することができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書(別紙様式第3号)

イ 誓約書(別紙様式第4号)

ウ 申立書(別紙様式第5号)

- (2) 提出期限 令和6年9月13日(金)17時

- (3) 提出場所

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム(詳細は(4)アによる。)

イ 滋賀県立総合病院医療情報室 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

- (4) 提出方法

ア 電子申請による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(2)に示す提出期限までに(3)アにより入札参加資格確認申請をすること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムによる入札参加資格確認申請はファイルを添付することができないので、電子で入札参加資格確認申請を行う場合は、別途、提出期限までに必要とする書類をイまたはウにより提出すること。

なお、入札参加資格確認申請書の提出に当たり滋賀県物品・役務電子調達システムを使用せず、紙のみで行った場合は、滋賀県物品・役務電子調達システムの制約上、電子入札ができないため、紙入札となるので注意すること。

イ 持参による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

- (5) 入札に参加する資格を有するかどうかの審査の結果は令和6年9月18日(水)までに通知する。

4 入札執行の日時および場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム

イ 滋賀県立総合病院医療情報室 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

ウ この入札に関する問合せはイに示す場所で受け付ける。

エ 仕様書等に対する質問がある場合は、令和6年9月6日(金)15時までにイに示す場所に書面で提出すること。

質問の提出を確認した後、令和6年9月12日(木)までを目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムの添付ファイルに回答を添付する。

- (2) 契約条項を示す期間

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和6年8月30日(金)から令和6年9月30日(月)17時まで

イ 滋賀県立総合病院医療情報室 令和6年8月30日(金)から令和6年9月30日(月)17時まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)アもしくはイに示す場所または郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

- (4) 入札説明会 行わない。

- (5) 入札書の提出期間 令和6年9月19日(木)から令和6年9月30日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
- (6) 入札書の提出方法
- ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、(5)に示す入札書の提出期間内に入札すること。ただし、3(4)の入札参加資格確認申請書の提出に当たり滋賀県物品・役務電子調達システムを使用せず、紙のみで行った場合は、滋賀県物品・役務電子調達システムの制約上、電子入札ができないため、イまたはウにより提出すること。
- イ 持参による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(イ)イに示す場所に持参すること。
- ウ 郵送による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(イ)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和6年10月1日(火)10時 滋賀県物品・役務電子調達システム
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。
- (2) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る公告、本入札説明書、仕様書および契約書(案)を熟覧の上、入札しなければならない。
- (3) 「紙の入札書」を提出する場合は、入札参加者またはその代理人は、入札書(別紙様式第1号)を直接または郵送(書留郵便に限る。)により提出しなければならない。直接提出する場合は封筒に封入し、かつその表面に氏名(法人の場合はその名称または商号)および「病院統合医療情報システム運用業務(ヘルプデスク業務)委託の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に封入の上、当該中封筒の表面には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の表面には「病院統合医療情報システム運用業務(ヘルプデスク業務)委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (4) 「紙の入札書」を提出する場合、入札参加者またはその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書(別紙様式1号)を提出しなければならない。なお、代理人が入札する場合にあっては、入札書と同時に入札権限に関する委任状(別紙様式第2号)を提出しなければならない(入札書と同封しないこと。)
- ア 入札金額
- イ 委託等名称
- ウ 履行場所
- エ 入札保証金
- オ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名)および押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
- カ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所および氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名)、代理人であることの表示ならびに当該代理人の氏名および押印
- (5) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (6) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合(入札金額の訂正を除く。)は、当該訂正部分について押印をしておかななければならない。
- (7) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (8) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (10) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、またはこれを取りやめることがある。
- (11) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることが

できない。

- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要 (契約書(案)のとおり)
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法
 - (1) この入札に参加する者に必要な資格を有すると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定するものとする。なお、落札となるべき同価の入札をした者はくじを辞退することができない。
 - (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名および住所、落札金額ならびに当該請求を行った者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由)を、当該請求を行った者に書面により通知するものとする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
 - (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、滋賀県病院事業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をしなければならない。
 - (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出するものとする。
 - (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
 - (5) 契約の締結に当たっては、滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の基本理念にのっとり、契約の相手方が排除対象者でないことの誓約書の提出を求め、また排除対象者であることが判明した場合は契約を締結せず、契約締結後は契約の解除を行うので留意すること。
 - (6) その他詳細は仕様書による
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Operations management outsourcing of Hospital integrated medical information system helpdesk, 1 set
 - (2) Deadline for tender : 17 : 00, September 30, 2024
 - (3) For further information, contact : Medical Informatics Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031

